

第3章

基本計画

1. 基本計画の構成
2. 施策体系
3. 持続的な開発目標（SDGs）
4. 基本施策

空白のページ

1. 基本計画の構成

基本計画は、基本構想の将来像を達成するため、施策体系に基づき基本施策を明らかにするものです。基本計画は施策の立案でもあることから、全職員が問題意識をもって積極的に関わります。

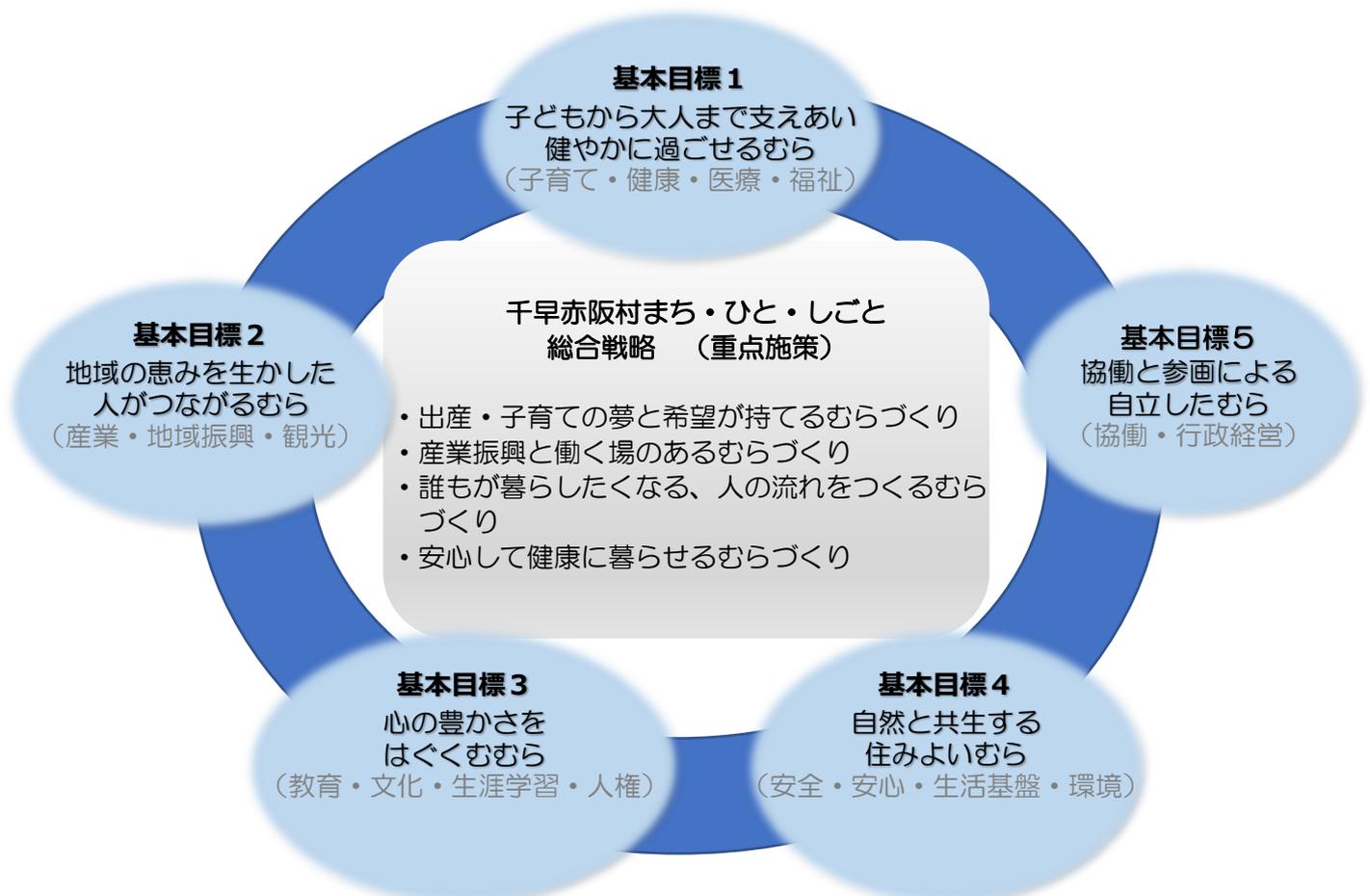
(1) 地方創生の推進

少子高齢化や人口減少社会の中で、国では、日本の人口の現状と将来の姿を示し、今後めざすべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」およびこれを実現するため、今後の目標や施策の基本的な方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」をとりまとめ、2014（平成26）年12月に閣議決定しました。

これを受けて、本村でも2015（平成27）年度に「千早赤阪村まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」および「千早赤阪村まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、出生率の向上や人の流れの創出、働く場づくりなど、持続可能なむらづくりのために地方創生の推進に努めてきました。

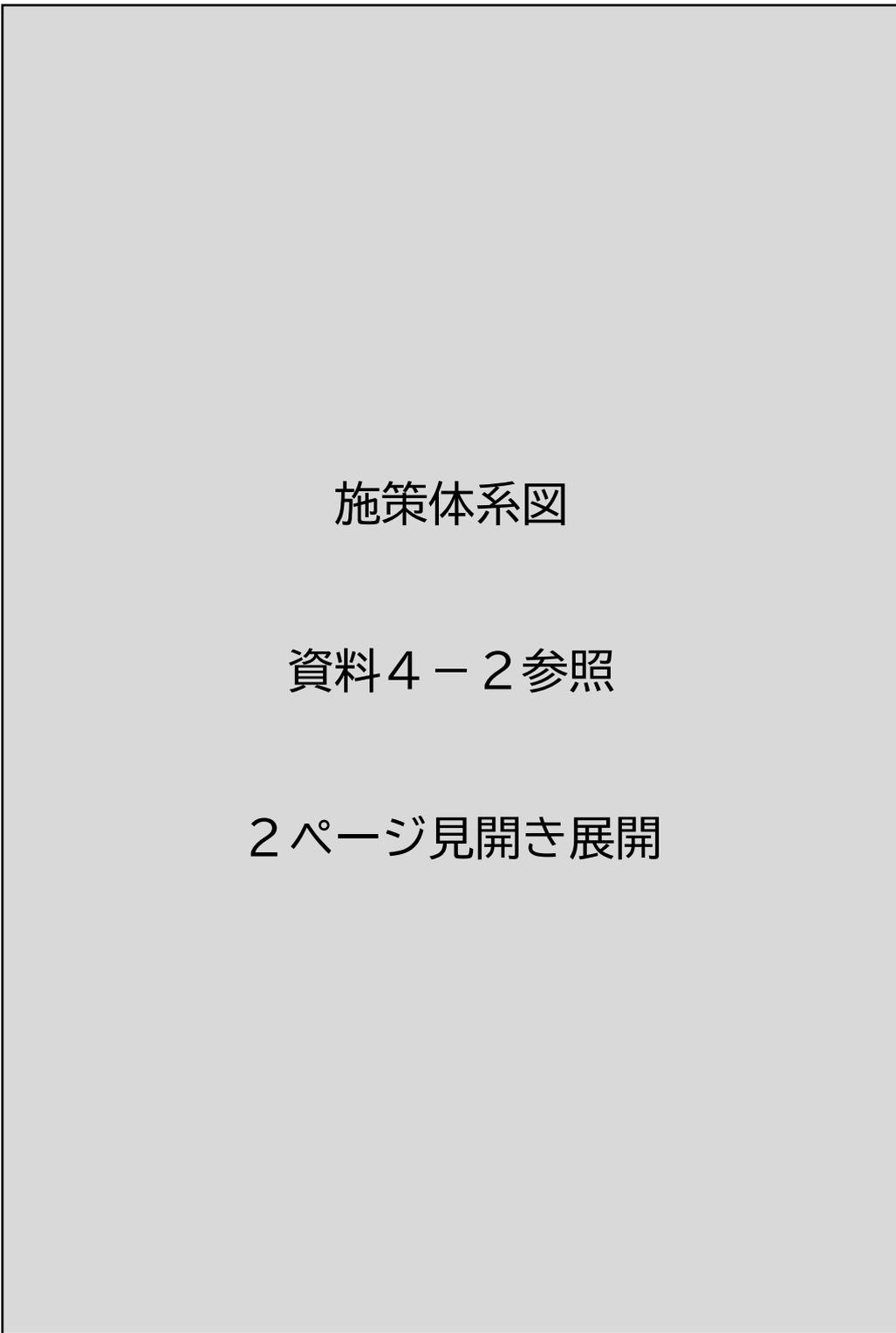
(2) 総合戦略（重点施策）

基本計画で示す施策のうち、重点的に取り組むものは、「第2期千早赤阪村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付けし、まち・ひと・しごと地方創生に特化した重点施策とし、施策の方向性を明らかにします。



2. 施策体系

将来像とむらづくりの基本目標の実現を図るため、分野別に取り組むむらづくりの基本施策を次のように定めます。



施策体系図

資料4-2参照

2ページ見開き展開

施策体系図

資料4－2参照

2ページ見開き展開

3. 持続的な開発目標 (SDGs)

持続可能な開発目標 (SDGs: エスディーゼーズ) は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年まで国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指すための17のゴール、169のターゲットから構成されています。

■本村におけるSDGsの位置付け

本村では、人口減少や地域経済の縮小を克服し、人々が安心して暮らせるような、持続可能なむらづくりと地域活性化を実現するため、SDGsの考え方を第5次総合計画に取り入れ、SDGsの目指すゴール等を関連付けて一体的に推進します。

第5次総合計画で展開する施策が、この国際目標のどのゴールに向かっているものなのかを設定し、下のマークを使って表示します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



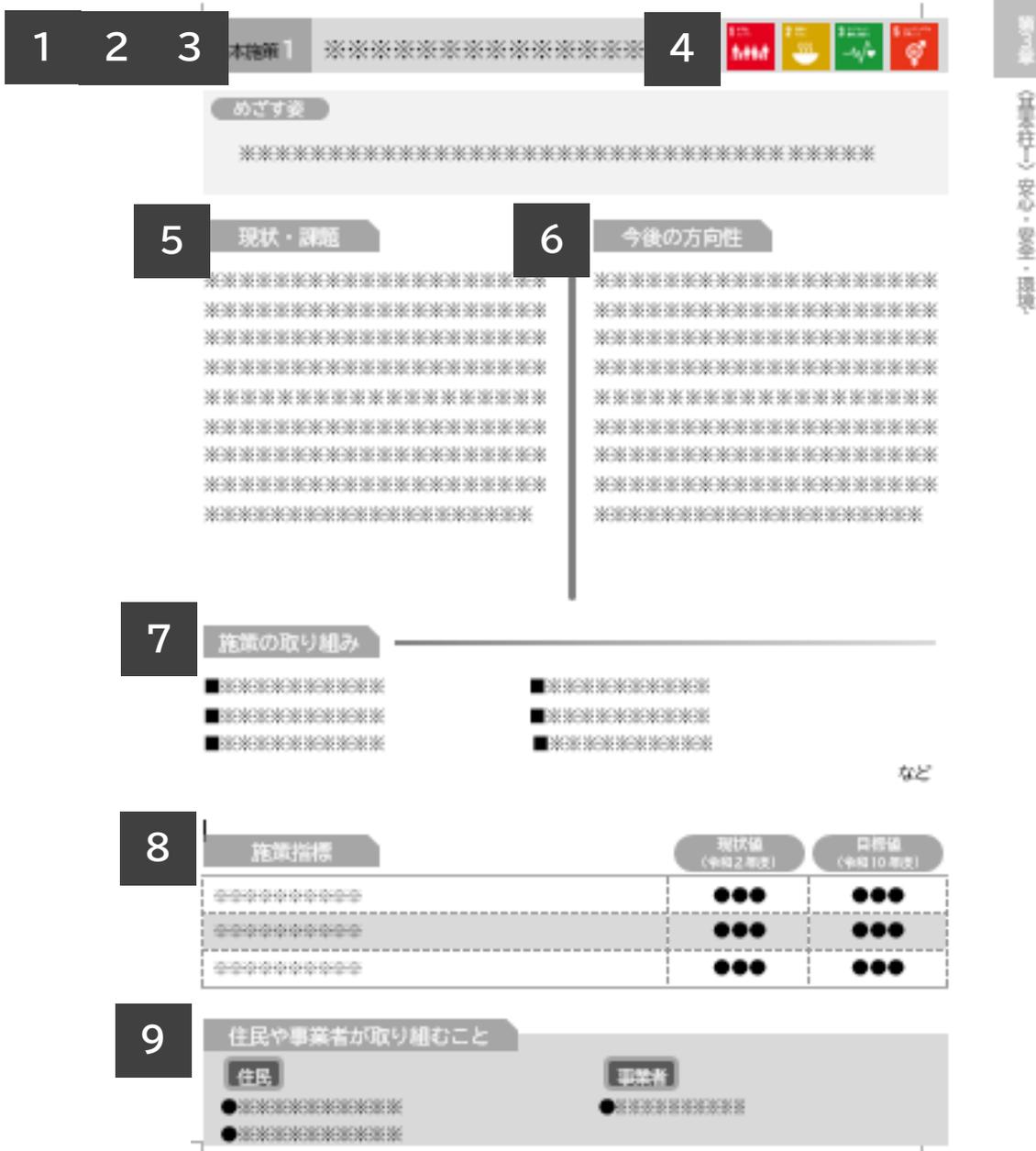
引用：国際連合広報センター

■SDGs17のゴールの概要

 <p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる 【貧困】</p>	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する 【飢餓】</p>
 <p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する 【保護】</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する 【教育】</p>

 <p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p> <p>【ジェンダー】</p>	 <p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p> <p>【水・衛生】</p>
 <p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>【エネルギー】</p>	 <p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p> <p>【成長・雇用】</p>
 <p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>【イノベーション】</p>	 <p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p> <p>【不平等】</p>
 <p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>【都市】</p>	 <p>12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>【生産・消費】</p>
 <p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>【気候変動】</p>	 <p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>【海洋資源】</p>
 <p>15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p> <p>【陸上資源】</p>	 <p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p> <p>【平和】</p>
 <p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>【実施手段】</p>	

4. 基本施策



1. 基本柱石 基本目標と基本柱を示しています。	6. 今後の方向性 8年間の取組みの方向性を示しています。
2. 基本施策 基本施策名を示しています。	7. 施策の取組み 基本施策に対応する事業を示しています。
3. めざす姿 8年後にめざす姿を示しています。	8. 施策指標 8年後に向けた進捗管理の指標を設定しています。
4. SDGs アイコン 基本施策に対応するSDGsのゴールを示しています。	9. 住民や事業者が取り組むこと 住民や事業者が取り組むべきことを示しています。
5. 現状・課題 基本施策における現状・課題を示しています。	

第4章

計画の推進と進行管理

現在検討中です。

資料編

1. 第5次総合計画策定経過

作成中です。
用語集は、参考資料

7. 用語集